

## 《要綱の主な改正点（令和6年4月）》

### 1. 看護護師等の資格を持つ方、実務者研修修了者について、介護職員初任者研修の受講免除の手続きが不要になります

#### 【これまでの取り扱い】

(対象者)

訪問介護員として従事予定の

- ・看護師等の資格を持つ方
- ・実務者研修修了者

(取り扱い)

介護職員初任者研修の受講免除手続き(看護師等の11時間の職場研修含む)が必要



#### 【令和6年4月～(新)】

(対象者)

訪問介護員として従事予定の

- ・看護師等の資格を持つ方
- ・実務者研修修了者

(取り扱い)

**介護職員初任者研修の受講免除手続き(看護師等の11時間の職場研修含む)が不要**

### 2. 研修課程の一部免除規定が追加されます

次の①～⑥に該当する方々は、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の研修を受講するにあたり、免除されます。

	履修時間	免除後の履修時間（免除時間）				
		① 介護職員経験あり	② 生活援助従事者研修修了者	③ 入門的研修修了者	④ 認知症介護基礎研修修了者	⑤ 訪問介護に関する三級課程修了者
初任者研修	130	1 職務の理解全項目 9 実習部分	71 (59)	109 (21)	124 (6)	117 (13)
生活援助従事者研修	59	1 職務の理解全項目 9 実習部分	/	43 (16)	56 (3)	47 (12)

⑥ 地方公共団体実施の研修で研修課程と同等の研修受講者  
(事前に県と協議の上、一部免除する)